

石巻地域の会通信

<連絡先>

電話：090-7932-4291(日野)

Fax：050-7554-1968

syokyaku.hantai@gmail.com

大崎住民訴訟報告集会在開催されました！

「福島第一原発事故に由来する放射能汚染廃棄物の焼却処分と最終処分場への埋立等の経費（公金）を支出してはならない」として、大崎市住民らが起こした訴訟（大崎住民訴訟）は、重要な局面を迎えています。二〇二一年一月十七日、大崎住民訴訟弁護団が講師となり、「大崎住民訴訟報告集会」が古川教育会館で約五十名の参加で開催されました。

【住民監査請求から訴訟提起へ】

松浦健太郎弁護士から、大崎地域広域行政事務組合（管理者・大崎市長）の公金支出に対して住民監査請求を行い却下されたことを受けて、試験焼却を前に住民訴訟を提起し争われてきた経過が報告されました。

【争点は、覚書違反・申合せ違反・人格権侵害】

次に、三つの争点（覚書違反、申合せ違反、人格権侵害）について解説がありました。

「覚書違反」については、最終処分場に、環境や水質を守るため重金属物質を含む廃棄物も搬入しないこと明示されており、「覚書に定めのない事項は協議の上対応」としているが、説明が不十分で形式的なものであること。

「申合せ違反」については、焼却場の機能・設備等を変更する場合は、「地元住民に事前に説明し合意を得る」「住民から不安・疑問が出たらその改善に努める」となっているが、大崎地域広域行政事

務組合は、「機能変更に当たらない」とか、特措法を盾に「問題なし」と住民合意を無視していること。

「人格権侵害」については、焼却場周辺が放射能汚染され、周辺住民が内部被ばくにより健康被害が発生し、平穏生活権が侵害されること。

【人格権侵害の中身と排ガス検査】

焼却で漏れ出す放射性セシウムについて、これまで、原告住民側は、モニタリングポスト放射線量推移調査（草野清信氏）、リネン吸着法（青木一政氏）、土壌汚染調査（南部正光氏）でその拡散をデータで示してきましたが、被告側は、バックフィルタで99.9%遮断してきたと主張してきました。そこで原告側は被告側に「放射性廃棄物を含む粉塵が放出されているか否か」の公定法の弱点を突いた求釈明を行ったところ、裁判所がそこに食いつき「排ガス検査」をどのような方法で実施するか、現在、訴訟の大きなテーマになっていることが報告されました。

【三つの排ガス検査提案と今後の展望】

原告側は、排ガス検査として「コールドトラップ法」「リネン吸着法」「公定法の条件変更による排ガス検査」の三方法を提案しています。（詳細は、前号参照）

前回の口頭弁論で「公定法の条件変更による排ガス検査」を先行して行うことが確認されており、同時に他の方法も協議していき、「排ガス検査」で放射性物質が拡散されていることを確認して、最大の争点である「内部被ばく問題」に移っていくことになるかと報告されました。

草場裕之弁護士は、「被告は漏れているのがバレるから測定させたくない姿勢である。争点が専門的な内容になっていくが、焼却を差止めるのは裁判と同時に住民運動の力だ。」と話されました。

大崎住民訴訟を支援する会副代表の吉田洋一氏からは、排ガス検査について、公定法の問題点と新たな測定方法についての提案と十二月二十日に開催された学習会の報告がありました。

第十一回 大崎住民訴訟
 期日 三月十日（水）十六時から
 場所 仙台地方裁判所

「放射能から岩沼を守る会」から

阿武隈川浄水過程で発生した浄水汚泥、放射性指定廃棄物四五八トンが、岩沼市玉崎水道事業所に保管されてきました。昨年十二月二十三日八千ベクレル以下になったとして指定廃棄物が解除されました。市議会での岩沼市の説明では「無害化して土木資材で再利用」と。放射能は、細切れにして混ぜても、放射能は変わりません。無害化って？どこで、誰がどう処理するかも市民には公開されていません。放射能廃棄物は、安全な場所に安全な建物に厳重保管を！（詳細は次号で報告します。）



再稼働に慎重な委員を不再任 〈新潟県技術委員会〉

新潟県花角知事は、柏崎刈羽原発の安全性確認を進めている技術委員会の委員を大量退任しました。花角知事は「新たな知見を取り入れるための交代であり、内規に沿って七十歳以上の『高齢者』を交代させた」と話しています。

委員の一人の立石雅昭・新潟大名誉教授は、自身らの再任を訴え、原発の安全性確認を進めているさなかの大量退任に「県民の安全を担保する姿勢が欠落しているのではないか」「委員である以上、古い知見だけで物を言うことはあり得ない」と反論して再任を求めています。

菅政権の原発再稼働推進と連動か！

技術委員会は、二〇〇二年に発覚した「東電トラブル隠し」の後、新潟県のチェック組織として発足、原子力工学、地質学など多様な専門家で構成し、二〇一〇年には独自に福島第一原発事故の原因検証に取り組んできました。柏崎刈羽原発七号機は、規制委員会の適合性審査に「パス」しており、新潟県は、独自に技術委員会、健康・生活委員会、避難委員会の三つの委員会で安全性の確認を進めています。

この委員会の不再任は、菅政権の意に反する委員の日本学術会議からの排除と同様、被災原発女川原発再稼働の行政手続きが終了したのを受けて、政府、東電の再稼働を促進させる動きと連動していることが透けて見えます。

さようなら原発 みやぎ県民集会

日時：3月27日(土)13:30
場所：錦町公園



【福島が沈黙した日—原発事故と甲状腺被ばく】 (榊原崇仁著/集英社新書/990円)

書評

東京新聞・榊原崇仁記者が、東電福島第一原発爆発事故から十年を前に、この間の綿密な情報開示請求で得た膨大な量の文書とその解析、そこで知った関係者への周到な聞き取りにより、真相に迫ろうとする記者魂に感服する本です。

甲状腺の被曝問題は原発事故の核心の一つで、将来にわたる大問題ですが国や福島県が実態把握を怠り、いかに隠蔽・歪曲を図ってきたかを告発しています。

原発爆発後、十一日夜、三キロ圏へ避難指示、十二日朝、十キロ圏へ拡大、その夜には、二十〜三十キロ圏へ屋内退避を指示する中、徳島大学チームにより三月十七日に郡山のスクリーニングで「十一歳女児が一〇〇ミリシーベルト」とのメールが公表も報道もされなかったが「放射線医学総合研究所」の会議メモとして所有していたことを突き止めます。

放射性ヨウ素の半減期が八日と短い中、政府が行った甲状腺被ばく測定は、三月二十四日〜三十日に三十キロ圏外が対象。何故そうなったのか？何が起っていたのかを追跡しています。

後半では、肝心な事故直後の時期の動向を追っています。放医研、安全委、全国から集められたり、駆けつけた研究者たちの入り組んだ複雑な情報を整理して、「心配なく」するために基準値を十倍に引き上げた三月十七日の経緯に迫っています。公表される文書や政策決定の裏にはこうしたことがあるんだと大変勉強になります。

尚、榊原記者は、宮城県の「住民説明会」でのUPZ住民の「屋内退避」方針に疑問を抱き、内閣府に「陽圧化しない家では内部被ばく効果は三割にとどまる」との文書を八月三十日付の東京新聞へ特集記事を掲載した方です。是非、手に取って読んで頂きたいです。

女川原発の避難計画を考える会

原 伸雄

石巻市出前講座を受講して

「共生型ケアをひろめる会」長沼利枝

「共生型ケアをひろめる会」は、高齢者も障がい者も誰もが、地域の一員としてそれぞれの場で役割を持ち、生き生きと暮らしができる社会を願い毎月学習会を開催しています。

石巻市は生涯学習の一環として「出前講座」事業を行っており「行政、生活、防災、健康」など十三分類一四四の講座メニューがあり、市職員が講師となり市民の「知りたい、学びたい」という学習意欲に応えています。

私たちは、「原子力災害に備えよう」（担当：石巻市総務部危機対策課）をお願いし「原子力災害広域避難計画」について学習しました。

原子力災害広域避難計画は、二〇一二年三月の福島第一原発事故後、国は原子力災害対策指針を策定し、地方自治体にも広域避難計画策定を義務付けたこと、宮城県は、この指針に基づき女川原発から概ね三〇キロ圏内の三市四町を避難対象地域のガイドラインを作成したこと、石巻市は、これを基準に「石巻市広域避難計画」を策定し、県内二十七市長村（避難所は三〇四箇所）を避難先として協定を締結したことなど、避難計画の概要を学びました。

講義後の質疑は途切れることなく「非常に丁寧だったが、心臓がバクバクした。このような避難計画が必要な原発が何故通じないのか。再稼働反対の県民の願いが何故通じないのか」と不安を隠さず、一気に語った人もいました。

東日本大震災から十年。女川原発は被災原発です。「再稼働は地域経済のため」と苦渋の選択をした方も「原発さんにはお世話になっている」「避難道路の整備を」という方も、原子力災害に備えるとはどういうことなのか、自治会、民生委員、福祉や教育関係者、街づくり、商工や観光関係者、文化団体等々、あらゆる市民の皆さんと何度でも学びたい講座でした。